

昭和二十七年三月二十五日受領
答 弁 第 二 一 一 号

(質問の 二二)

内閣衆質第二一号

昭和二十七年三月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員井上良二君提出配給辞退の米麦の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井上良二君提出配給辞退の米麦の取扱いに関する質問に対する答弁書

一 宮崎食糧事務所において保管する昭和二十五年に輸入せられたシヤム米であつて、総合配給不適と認定されたもの二〇〇吨を昭和二十六年十二月四日同県米穀商業協同組合に拂い下げた。

二 右は再三、総合配給用に充当するよう努力したが、碎米混入率(四〇%以上)多く、又搗精度の関係もあり、一般総合配給用としては不適當と認められたので、會計上の損失をも少なくする目的をもつて、一般競争入札に附した。数量は二〇〇吨である。

三 小麦千五百キロ拂下げについては調査中である。

四 宮崎食糧事務所の拂い下げた外米が大阪市内において販売されていたが、これは入札の用途に反していたので、残品については大阪食糧事務所において用途を別途指示し、売却させることとなっている。

五 主要食糧中、需給上の売却計画による販売業者に対する売却わくと販売業者の買取実績との差は、麦類が最も多く外米がこれに次いでいる。販売業者が買受けた主要食糧であつて、消費者の買受けがな

く、品質が低下し、あるいは事故により緊急処分を要するものについては、食糧事務所長の認定を受け、販売につき知事の許可により、又政府所有のものであつて総合配給に充当することが不適合であると認められたものについては、法規の定めるところに従つて入札等の方法により、売却している。

内地米については、その重要度にかんがみその用途を、みそ、酒用等に限定している。

右答弁する。